

第16章 仮使用承認に関する基準

法第11条第5項ただし書の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所の一部を仮に使用する場合の承認の基準は、次のとおりとする。

1 承認対象

- (1) 製造所等の仮使用承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、当該変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分とする。
- (2) 次に掲げる場合は、承認できないものであること。
 - ア 製造所等の全部に変更の工事に係る作業が及ぶもの
 - イ 変更工事により仮使用承認の申請部分が、法第10条第4項の規定に基づく位置、構造及び設備の技術上の基準に適合しなくなるとき
 - ウ 移動タンク貯蔵所の変更工事（危政令第15条第1項第1号に定める基準の変更を除く。）に係るとき
- (3) 変更の工事に係る部分以外の部分に設置されている給油取扱所の専用タンク及び危政令第9条第1項第20号に規定されるタンク等における危険物の貯蔵又は取扱いは、営業中（就業中）、休業中（就業時間外）を問わず仮使用の承認が必要となること。
- (4) 上記(3)以外の地下貯蔵タンクに限り、火災予防上必要な措置が講じられている場合は、当該タンクに危険物が残存していても、使用していないものとみなすことができる。

2 承認条件

仮使用を承認する場合は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる安全対策が講じられていること。

ただし、火災予防上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 工事計画
災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。
- (2) 安全管理組織
 - ア 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。
 - イ 工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始、終了の連絡、工事の内容、進捗状況、危険物の取扱い状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。
 - ウ 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のための巡回等の管理体制が明確にされていること。
 - エ 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。
- (3) 工事中の安全対策
 - ア 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分とには工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。
 - イ 仮使用場所の上部で工事が行われている場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。
 - ウ 工事をを行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去、仕切板等による遮断の措置が講じられていること。
 - エ 工事部分の周囲には、関係者以外の者が出入りできないように仮囲いの措置等有効な措置が講じられていること。
 - オ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。
なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。
- (4) 火気管理
火気（裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギー

ギーをいう。)を発生し、又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置が講じられていること。

ア 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。

イ ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。

ウ 火気使用場所直近には、消火器等を配置すること。

(5) 照明及び換気

工事に用いる照明器具は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ、換気が十分行われること。

(6) 仮施設、設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の塀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

(7) 防火塀、排水溝、油分離装置、通気管等を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を設けること。

(8) その他工事の内容に応じた必要な保安措置を講じること。

3 承認申請の時期

仮使用承認申請は、変更許可申請と同時に受け付けることを原則とする。

なお、同時に受け付けない場合は、変更許可申請の受付後に行う。

4 掲示板 仮使用の承認を受け、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に仮使用承認を受けている旨の掲示板を次の例により掲出するよう指導すること。

【福井市危険物規制規則様式第10号】

消防法による仮使用承認済				
製造所等の区分				
承認年月日・番号	年	月	日	第 号
承認行政庁名	福 井 市			

備考 1 地色は、白色とすること。

2 文字及び線は、黒色とすること。

5 複数の変更工事に伴う仮使用の手続

「製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続について」(H11 危 24)によること。

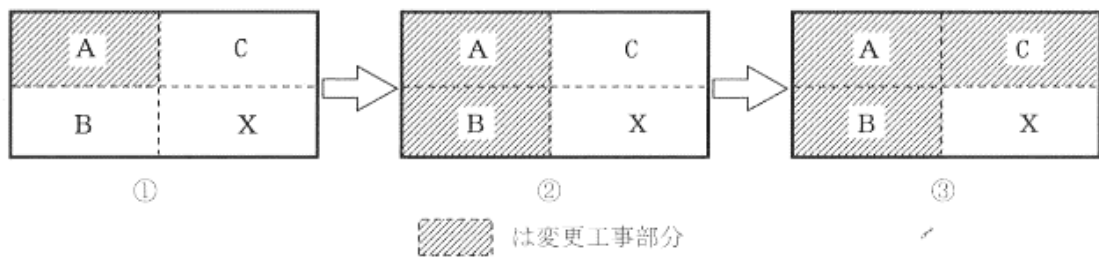
6 段階的な工事により仮使用範囲を工事期間中に変更する場合の手続

(1) 一連の変更工事を一の変更許可で行う場合の仮使用について

ア 施設の部分的な変更に係るもの

次図の斜線で示す部分の変更工事が、A、B及びCと段階的に行われることが計画上明確となっている場合は、1件の仮使用承認として扱うものとし、危規則第5条の2に規定する申請書に一括して記載されていること。

なお、この場合の仮使用範囲は段階的に縮小していくものであり、仮使用範囲は拡大しないこと。



例示の場合、変更工事の進行に伴う仮使用部分は、次のようになる。

- ① 変更工事部分が A の時は、B、C 及び X の部分となる。
- ② 変更工事部分が A から B に進行した時は、C 及び X の部分となる。
- ③ 変更工事部分が B に引き続き C に進行した時は、X の部分となる。

イ 施設全体の変更に係るもの

変更工事が次図のように段階的に行われ最終的に施設全体に及ぶ場合でも、仮使用ができる。



(2) 複数の変更工事を複数の変更許可で行う場合の仮使用について【H11 消防危第 14】

ア 複数の変更工事について

一の製造所等における複数の変更工事については、変更工事ごとに変更許可をすることができる。この場合、一の変更工事とするか複数の変更工事とするかは、設備機器の配置や関連性から判断するものであり、複数の変更許可として申請する場合、個々の変更工事についての関連を判断するため、工事計画書等により確認すること。

また、複数の変更許可申請ができるものとは、変更工事を終了した部分が完成検査を実施した後、当該部分が技術上の基準に適合した施設として稼働することができることを原則とする。

イ 仮使用について

一の製造所等で、複数の変更工事が行われている場合における仮使用については、現に変更工事が行われている部分を確実に把握し、工程や作業日程に無理がなく、複数の工事箇所における危険要因が相互に把握され、必要な安全対策が講じられていること等、製造所等全体の安全を確認したうえ、承認する必要があること。

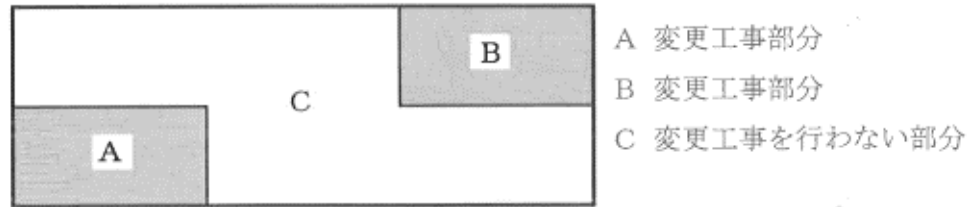
なお、複数の変更許可に伴う仮使用承認場所は、現に変更工事を行っている部分以外の部分や変更工事が終了し完成検査済証が交付された部分であり、製造所等の一施設に一の申請とする。

この場合、複数の変更許可申請のうち、最も早く完成が予定されている変更許可申請を代表として仮使用承認の申請をするよう指導する。

また、一の仮使用承認申請により、当該製造所等の現に変更工事を実施していないすべての部分（変更工事が終了し完成検査済証が交付された部分及び変更許可

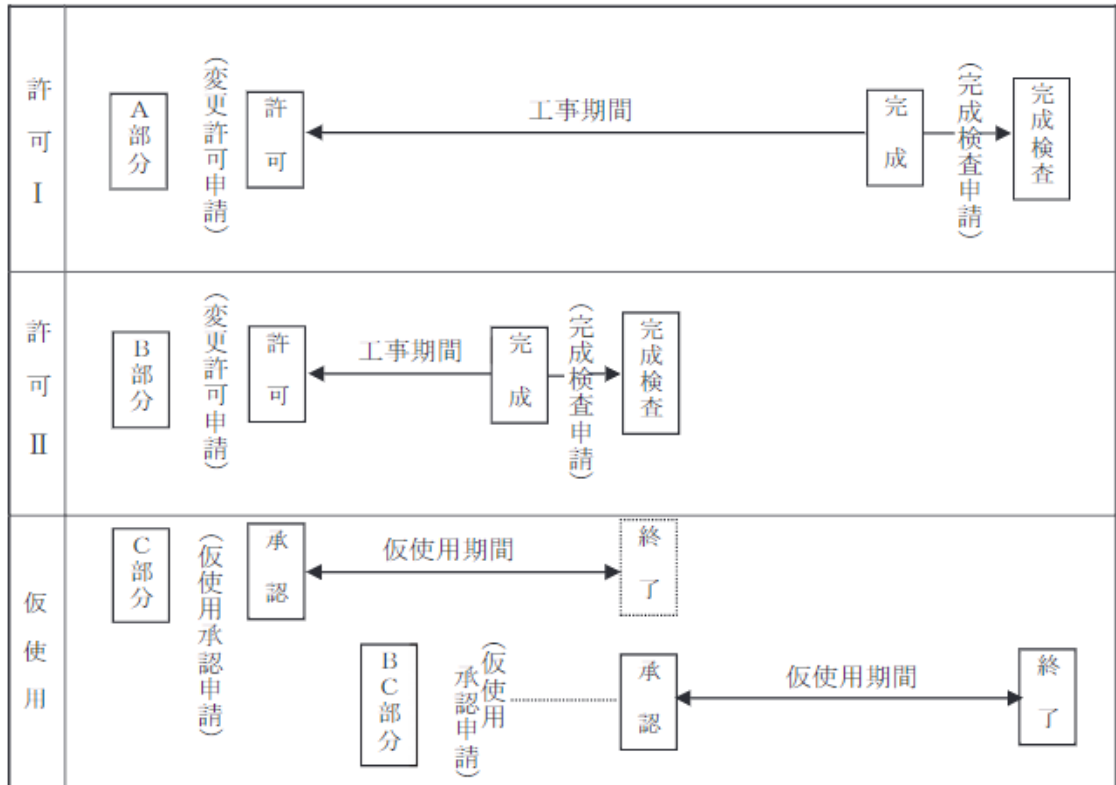
されたが未だ変更工事に着手していない部分を含む。)の仮使用を承認することができる。

ウ 複数の変更工事について、それぞれの変更許可で行う例一の製造所等において複数の変更工事が行われる場合の仮使用承認の取扱いについては、次のとおりである。



(ア) 工事期間が重複する複数の変更工事の場合 (一の変更工事終了後、その部分についても仮使用を行う場合)

複数の変更工事を工事期間に重複して実施する場合、一の変更工事の完成検査済証が交付された後であれば、改めて仮使用承認申請を行うことにより、当該完成部分を含めた部分について仮使用承認をすることができる。



① A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可 I 及び許可 II を行うとともに、変更部分以外の C 部分の仮使用を承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可 I 及び許可 II の両方に係るものであることが明記されていること。

② B 部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

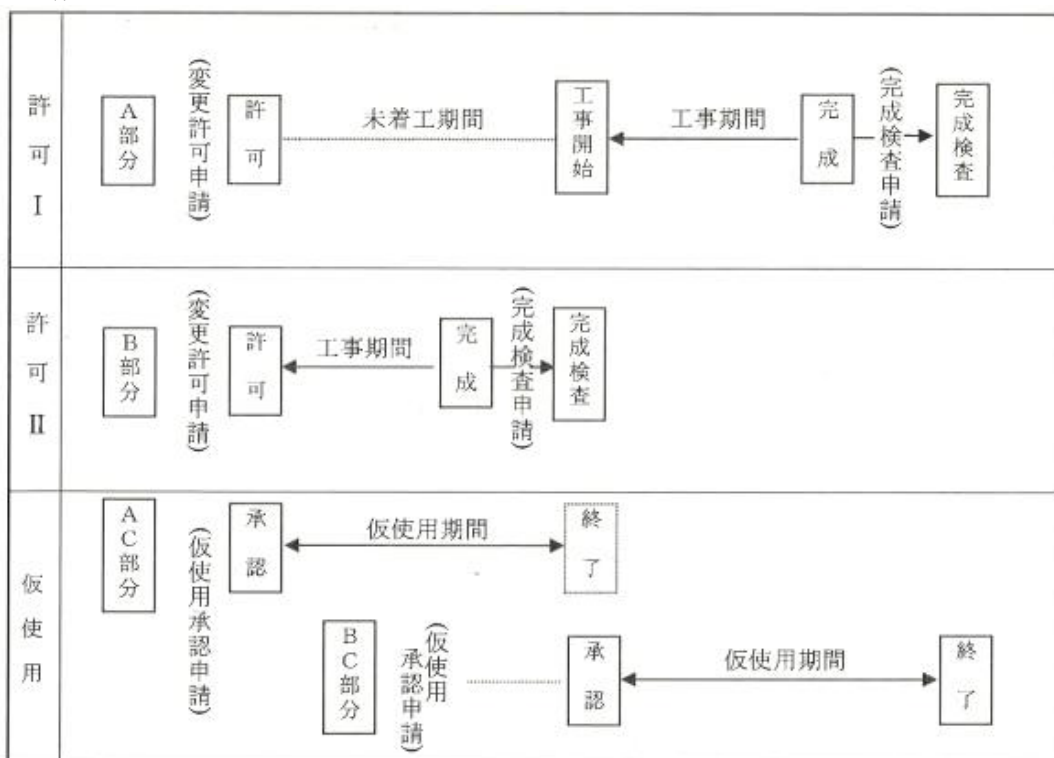
③ B部分及びC部分の仮使用を承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認している仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認が行われること。また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Iに係るものであることが明記されていること。

(イ) 工事期間の重複しない複数の変更工事の場合

複数の変更工事の工事期間が重複しない場合、後に変更する部分を含めて仮使用承認することができる。また、変更工事が完成した後であれば、当該完成部分を含めて仮使用を承認申請することができる。



① A部分及びB部分ごとの変更許可申請について、それぞれ許可I及び許可IIを行うとともに、許可IIの変更工事部分以外の部分(A部分及びC部分)の仮使用を承認する。この場合、許可の時期は同時期でない場合もある。

(留意事項)

最初の仮使用承認の際には、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可IIの変更許可番号等を記載することにより、許可IIに係るものであることが明記されていること。

② B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

③ A部分の工事が開始されるにあたり、B部分及びC部分の仮使用を承認する。
(留意事項)

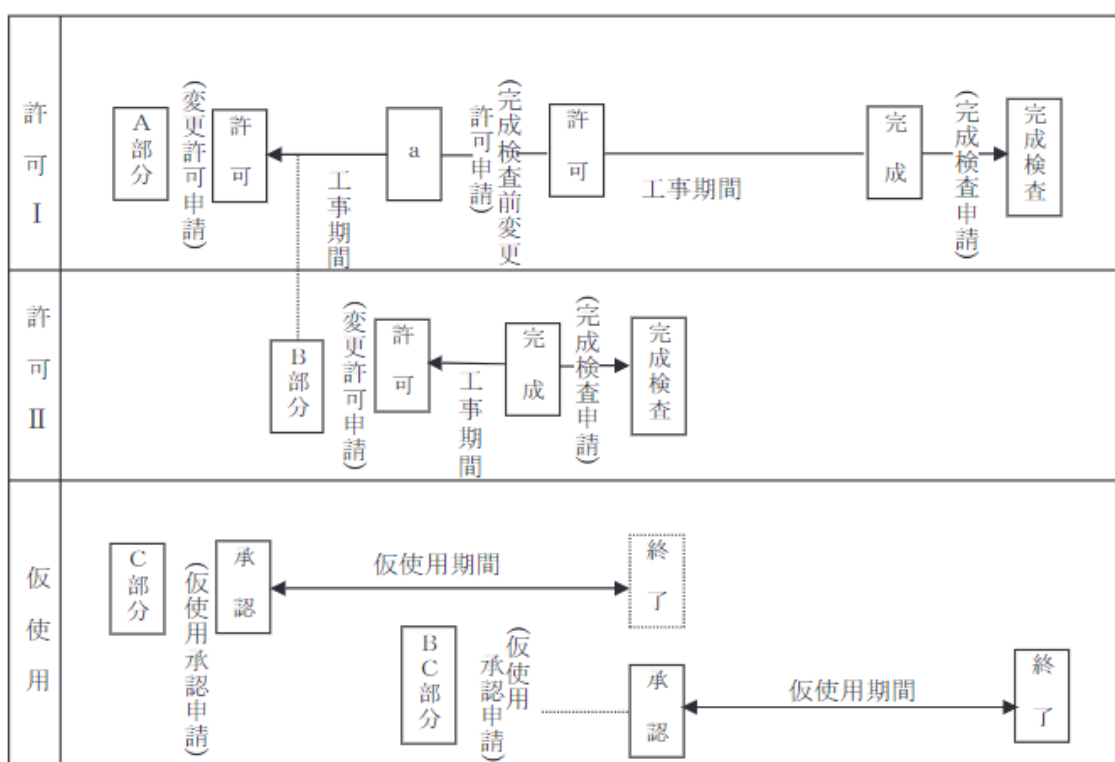
先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合には、既に承認している仮使用に代えて、新たにB部分及びC部分の仮使用承認が行われるものであること。

また、仮使用承認申請書の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄に、許可Iの変更許可番号等を記載することにより、許可Iに係るものであることが明記されていること。

④ A部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

エ 変更許可後の工事期間中に一部の完成検査を行い使用する例

変更許可後に完成検査前の変更許可を受け、当初の変更部分（A部分）の一部（B部分）を先行して完成した場合、当該完成部分を含めて仮使用承認申請することができる。



① A部分の変更許可申請を許可 Iで行うとともに、変更工事に係る部分以外の部分のC部分の仮使用を承認する。

(留意事項)

最初の仮使用承認は、仮使用承認 申請書の「変更の許可年月 日及び許可番号」の欄に、許可 Iの変更許可番号等を記載することにより、許可 Iに係るものであることが明記されていること。

② B部分の工事が先に終了することになり、当該部分について先に完成検査を受けることとなった場合は、許可 Iの工事範囲をa部分に縮小(許可 a)するとともに、B部分について新たな許可 IIを行う。

B部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。

③ B部分及びC部分の仮使用を承認する。

(留意事項)

先行して完成したB部分について新たに仮使用を認める場合は、既に承認し

ている仮使用に代えて、新たに B 部分及び C 部分の仮使用承認申請が行われるものであること。

また、仮使用承認 申請書の「変更許可年月日及び許可番号」の欄に、許可 I の変更許可番号等を記載することにより、許可 I に係るものであることが明記されていること。

- ④ a 部分の工事終了後、当該部分の完成検査を実施し、完成検査済証を交付する。